

東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）  
東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
の変更について

令和8年8月26日（水）  
三木市役所4階 特別会議室

# 1. 都市計画の変更の理由

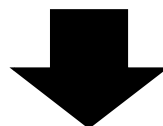
- 現行の三木市立塵芥焼却場は、平成11年に供用を開始しており、老朽化が進んでいる。
- 検討の結果、新施設を整備することとなり、主に焼却施設・メタン発酵施設・リサイクル施設等で構成されるものとした。
- 施設の配置等を検討した結果、現行の区域の西隣の山林に用地を取得し、整備することとした。
- 都市計画法第11条及び都市計画法施行令第6条に規定する都市施設の中でも、「ごみ焼却場」と「ごみ処理場」は区別されていることから、「焼却場」と「処理場（メタン発酵施設やリサイクル施設等）」に変更する。

- ① 現行の「ごみ焼却場」の面積を変更する
- ② 新たに「ごみ処理場」として、①と同面積を追加する。
- ③ 施設名称を「三木市立ごみ処理場」に改める。

## 2. 今回の都市計画決定の趣旨

現行の「東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」から・・・

| 番号 | ごみ焼却場名    | 面積         |
|----|-----------|------------|
| 2  | 三木市立塵芥焼却場 | 約 3. 5 h a |



### 既存計画の変更

「東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）」

| 番号 | ごみ焼却場名    | 面積         |
|----|-----------|------------|
| 2  | 三木市立ごみ処理場 | 約 6. 6 h a |

- ・ 既存の約 3. 5 h a を含む
- ・ 名称変更

### 新規追加

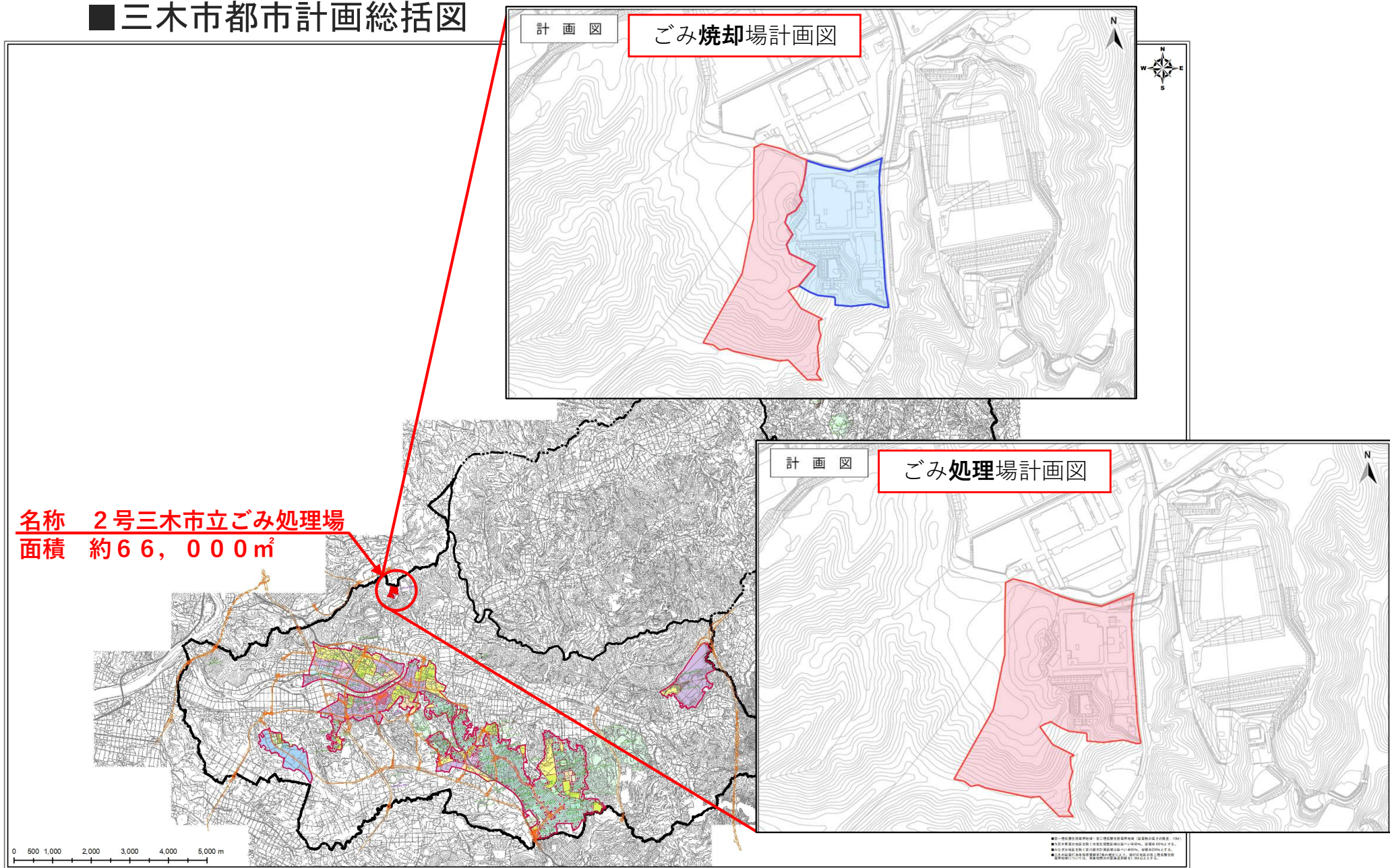
「東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）」

| 番号 | ごみ処理場名    | 面積         |
|----|-----------|------------|
| 2  | 三木市立ごみ処理場 | 約 6. 6 h a |

- ・ 約 6. 6 h a の面積新規追加
- ・ 既存の約 3. 5 h a を含む
- ・ 左記ごみ焼却場と同区域

### 3. 三木市立ごみ焼却場及びごみ処理場の位置

#### ■三木市都市計画総括図



## 4. 変更前後対照等について

### ①東播都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

| 名 称        |               | 位 置              | 面積                  | 処理能力          |
|------------|---------------|------------------|---------------------|---------------|
| 番 号        | ごみ焼却場名        |                  |                     |               |
| 2<br>(変更前) | 三木市立<br>塵芥焼却場 | 三木市加佐字八家王山1199番地 | 約3.5ha              | 120 t /日      |
| 2<br>(変更後) | 三木市立<br>ごみ処理場 | 三木市加佐字八家王山       | 約6.6ha<br>※約3.5ha含む | 焼却施設（70 t /日） |

### ②東播都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）

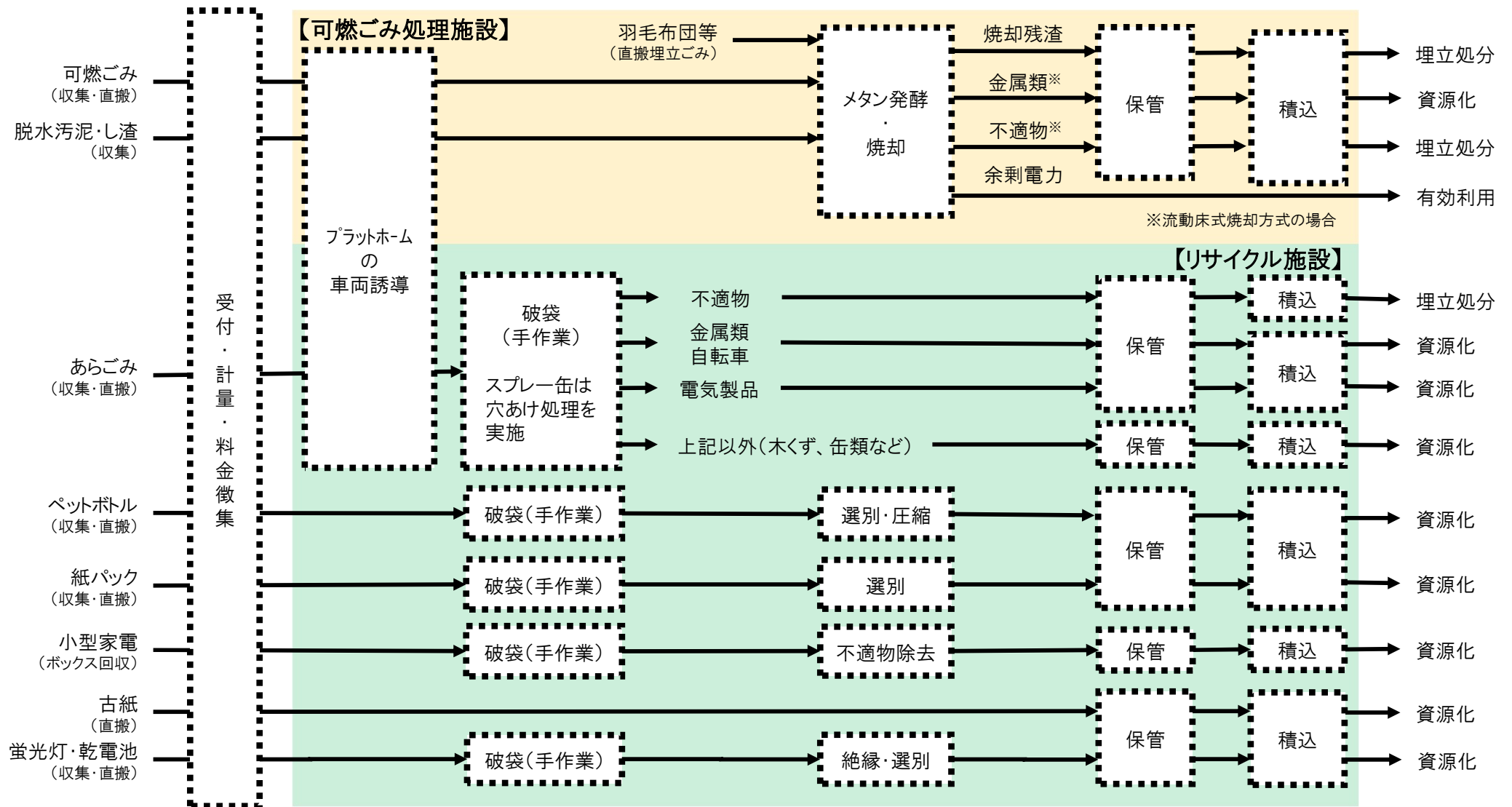
| 名 称    |               | 位 置        | 面積                               | 処理能力                                       |
|--------|---------------|------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 番 号    | ごみ処理場名        |            |                                  |                                            |
| 変更前 なし |               |            |                                  |                                            |
| 2      | 三木市立<br>ごみ処理場 | 三木市加佐字八家王山 | 約6.6ha<br>※ 焼 却 場 の<br>6.6haと同区域 | メタン発酵施設（35<br>t /日）<br>リサイクル施設（19<br>t /日） |

※法定図書は、県のマニュアルの変更により変更後面積は㎡表記としていますが、本資料では対照しやすいようにha表記で統一しています。

## 5. 都市計画法上の手続きについて

| 事 項            | 時 期                                                   | 備 考                      |
|----------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|
| 県下協議           | 令和7年12月8日                                             |                          |
| 三木市都市計画審議会（前回） | 令和8年1月15日                                             |                          |
| 住民説明会          | 説明会<br>令和8年3月10日<br>意見募集期間<br>令和8年3月2日<br>から令和8年3月13日 | 説明会<br>参加者なし<br>意見<br>なし |
| 知事協議           | 令和8年5月8日                                              |                          |
| 知事協議回答         | 令和8年6月10日                                             | 異存なし                     |
| 縦覧公告           | 令和8年6月15日                                             |                          |
| 案の縦覧           | 令和8年6月15日<br>から令和8年6月29日                              | 意見<br>なし                 |
| 三木市都市計画審議会（今回） | 令和8年8月26日                                             |                          |

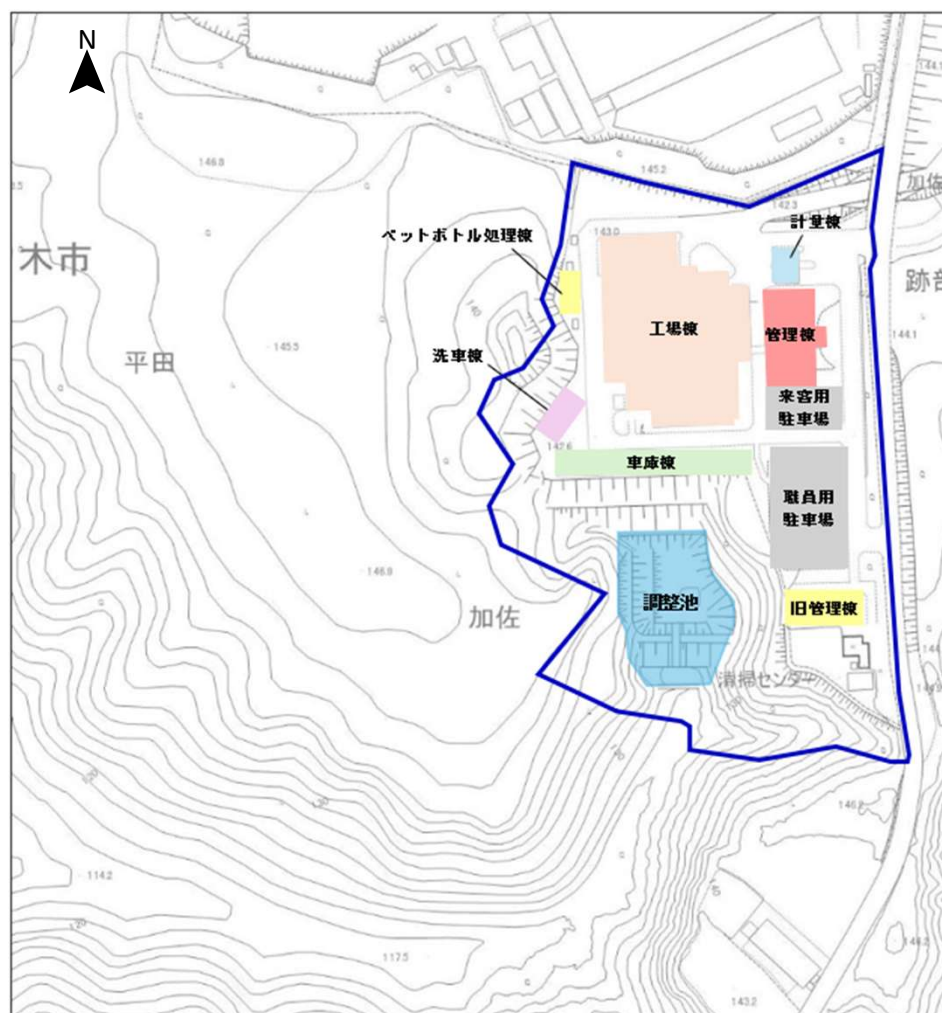
## 【参考】新施設におけるごみ処理の流れ（予定）



## 参考) 配置計画図

三木市立塵芥焼却場の既存施設（工場棟等）は、新たなごみ処理施設の供用開始後に廃止し、災害廃棄物置場等として活用します。

■変更前の配置図



■変更後の配置計画図（案）



# 参考) 上位・関連計画における位置づけ

## ■三木市総合計画（改訂版）

### テーマ2 安全・安心なまちづくり

#### 【取り組んだ内容】

#### 柱1 暮らしに必要な環境を整えるまち

○次期ごみ処理施設の整備については、昨今の社会情勢の変化により、2022(令和4)年度「施設整備基本設計」の総事業費が基本計画から大幅に増加したことから、総事業費の縮減について検討を重ねてきました。検討結果を踏まえ、2031(令和13)年度からの供用開始に向け、次期ごみ処理施設の整備を進めています。なお、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査する「生活環境影響調査」を2022～2023(令和4～5)年度2か年にわたって実施しました。

※令和7年3月改訂

## ■三木市都市計画マスタープラン

### 5-2 自然・環境保全の方針

#### (1) 基本的考え方

##### 豊かな自然の保全・活用と環境にやさしいまちをめざす

○地域資源を生かした魅力あるまちづくりを促進するため、森林や農地、河川など豊かな自然環境の保全・活用に努める。

○3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。

#### (2) 方針

##### ①自然環境の保全や美化の推進

- ・生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、豊かな自然環境や水辺空間の保全を図る。
- ・ため池やビオトープについて、市民活動団体や民間企業との連携により、水辺空間の保全・活用を図る。
- ・市民や企業との協働により、ごみのポイ捨てなど不法投棄防止活動を促進する。

##### ②緑化の推進

- ・市民と協働で、公共施設などで花の植栽や緑化活動の取り組みを促進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。

##### ③低炭素・循環型社会の構築

- ・3R や省エネルギー、クリーンエネルギー対策への取り組みを推進し、温室効果ガスの削減など持続可能な低炭素・循環型社会の構築を図る。



緑のカーデン

##### ④適正なごみ処理体制の継続

- ・市内から排出されるごみは、「三木市一般廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行う。

※平成31年3月策定